

# 六ヶ所村高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

## 1 計画策定の背景

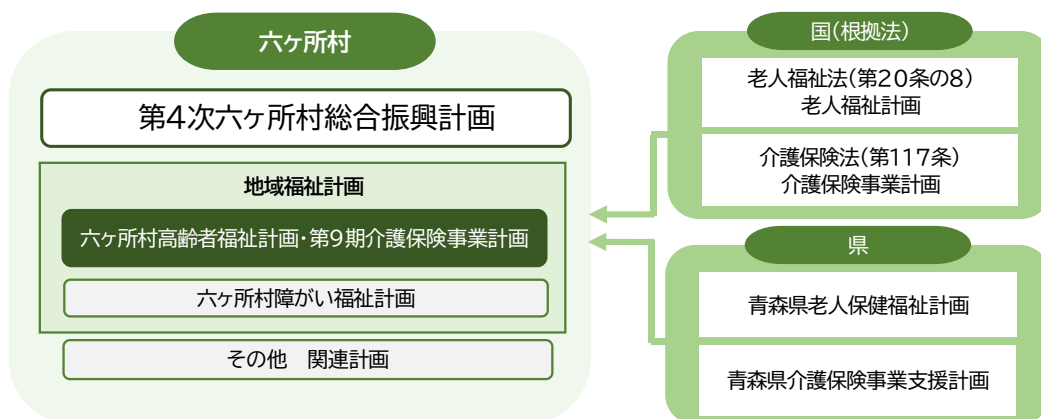
六ヶ所村では令和3年3月に策定した「六ヶ所村高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」において「生きがいきり・社会参加と介護予防の充実」、「地域包括ケアシステムの推進」、「介護保険サービスの充実」の3つを基本方針とし、高齢者福祉施策の取組みを重点的に進めてきました。

この度、「六ヶ所村高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」の計画期間が満了することから、新たに「共に健康でいきいきした暮らしを創る」を基本理念とし、高齢者を取り巻く環境の変化による諸課題に道筋をつけるため「六ヶ所村高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置付けと計画期間

### ●根拠法令など

本計画は、老人福祉法(昭和38年法律133号)第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」として策定し、本村のまちづくりの基本計画である「第4次六ヶ所村総合振興計画」の部門別計画として位置づけ、上位計画である「六ヶ所村地域福祉計画」や他の保健福祉計画、国の定める策定指針、県の「青森県老人福祉計画・青森県介護保険事業支援計画」との整合性を図ります。



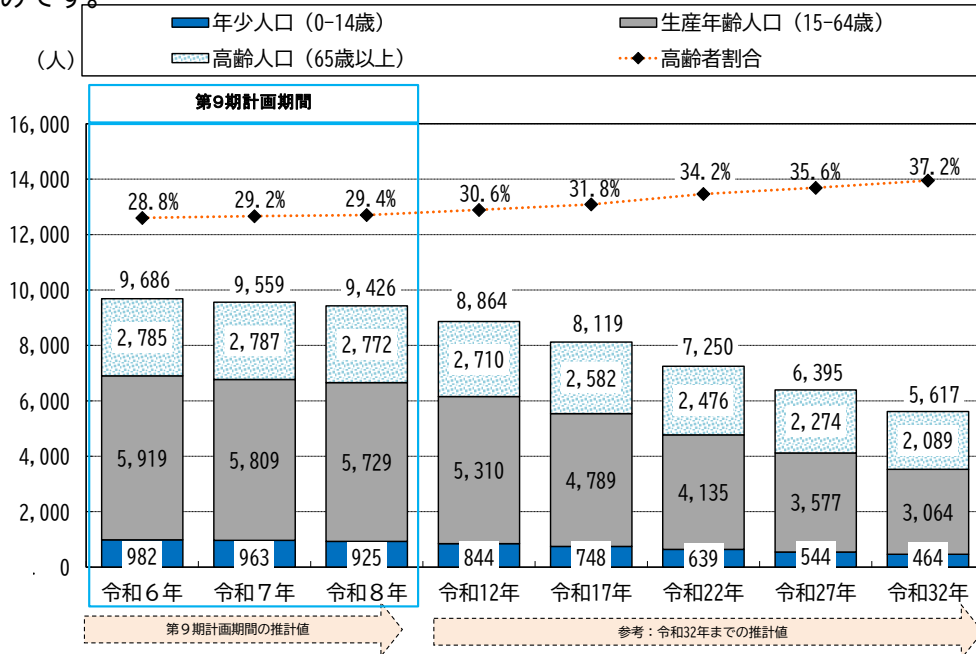
### ●計画の期間

本計画は、2024年度(令和6年度)から2026年度(令和8年度)までの3か年を計画期間としていますが、団塊の世代が後期高齢者となる2025年度(令和7年度)、15歳～64歳の生産年齢人口が急減する2040年度(令和22年度)を見据え、地域包括ケアシステムの推進と持続可能なサービス基盤、人的基盤の整備を図ります。

### 3 人口と高齢者の推計

#### ●人口推計

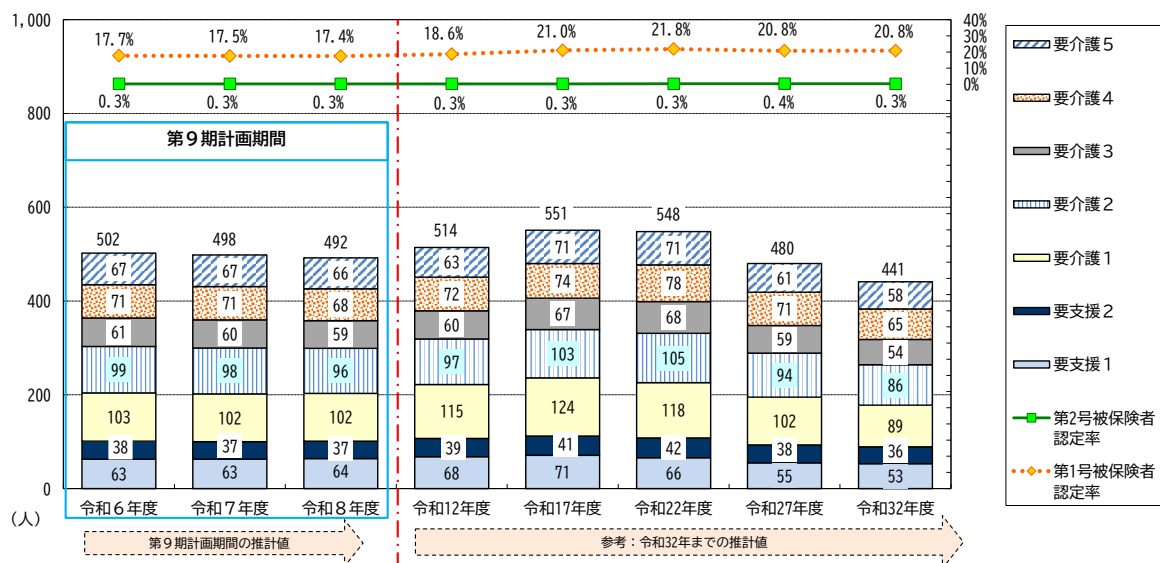
計画期間中の人口は緩やかな減少傾向にあり、本計画の最終年である令和8年の人口は、9,426人と推計されます。高齢人口については、減少傾向で推移することが見込まれ、令和8年では2,772人と推計されます。年少人口と生産年齢人口の減少が高齢人口の減少より大きいいため、高齢者割合は上昇し、29.4%となる見込みです。



#### ●要支援・要介護認定者推計

本村の人口推計結果及び要支援・要介護認定者の認定率(出現率)の実績などから、令和6年度以降の要支援・要介護認定者数を推計しました。

推計の結果、要支援・要介護認定者数は、令和8年度には令和6年度よりも10人減少し、492人となる見込みです。



## 4 計画の基本理念・基本目標

### ●基本理念

計画の基本理念は、六ヶ所村地域福祉計画の基本理念を元に、次のとおりとします。

**共に健康でいきいきした暮らしを創る**

### ●基本目標

基本理念の実現に向けて、以下3つの基本目標を施策の柱として総合的に推進します。

#### ◆ 基本目標1 生きがいづくり・社会参加と介護予防の充実

- ・高齢者が活動しやすい環境や、社会参加しやすい環境づくりに取り組み、高齢者の活躍を促進します
- ・健康づくりをはじめとして、疾病の予防と早期発見、重度化防止を中心とした取り組みを推進します

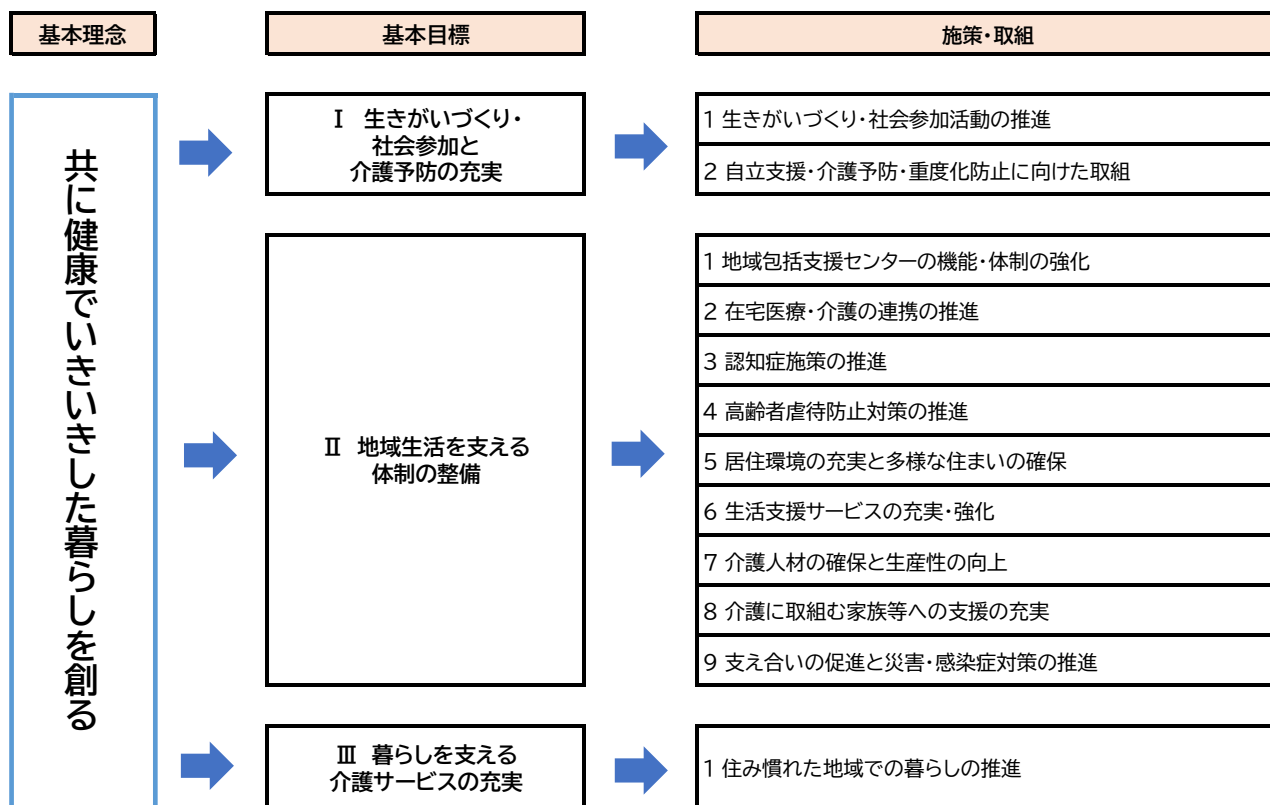
#### ◆ 基本目標2 地域生活を支える体制の整備

- ・高齢者の地域での生活を総合的かつ重層的に支援する取り組みを推進します
- ・地域住民と関係機関、行政などが連携し高齢者の地域生活を総合的に支える基盤を整備します

#### ◆ 基本目標3 暮らしを支える介護サービスの充実

- ・地域の実情に応じ、柔軟かつ効率的にサービス提供できる環境づくりを段階的に進めていきます

## 5 計画の体系



## 6 目指す姿と評価指標

### 基本目標1 生きがいづくり・社会参加と介護予防の充実

▶【目指す姿】すべての高齢者が自立し、生きがいをもって生活できる

#### 【評価指標】

指標	現状		目標
健康寿命（平均自立期間） （令和5年度の数値を国保データベース（KDB）システムより抽出）	男性	76.1歳	延伸
	全国	80.1歳	
	女性	83.7歳	延伸
	全国	84.4歳	
要支援・要介護認定率 （令和4年度の認定率を「見える化」システムより抽出）	18.3%		現状以下
フレイルありの割合 （ニーズ調査において、定義に該当した者の割合）	23.5%		現状以下

### 基本目標2 地域生活を支える体制の整備

▶【目指す姿】住み慣れた地域で安心して暮らすことができる

#### 【評価指標】

指標	現状	目標
生活の満足度 （ニーズ調査において、「今の生活に満足している」と回答した方の割合）	74.5%	現状以上
サービス充足の認識度 （ニーズ調査において、「日常生活や健康のために必要なことは、行政や民間のサービスで概ね提供されていると思う」と回答した方の割合）	47.0%	現状以上
認知症の既往後の在宅生活希望率 （ニーズ調査において、「認知症になったら、周りの人に助けをもらいながら自宅での生活を続けたいと思う」と回答した方の割合）	59.2%	現状以上

### 基本目標3 暮らしを支える介護サービスの充実

▶【目指す姿】介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活できる

#### 【評価指標】

指標	現状	目標
介護保険サービスの満足度 （調査より抽出）	—	次回設定
維持改善率 （令和5年4月1日現在の要介護認定を令和2年4月1日現在と比較して、維持・改善した方の割合）	52.6%	現状以上
介護離職率 （在宅介護実態調査において、「主な介護者が過去一年の間に介護が理由で仕事を辞めた、転職した」と回答した方の割合）	5.0%	現状以下

## 7 保険料

令和6年度から令和8年度における、本村の各保険料段階の保険料額等については次のとおりです

所得段階	対象者	保険料率	保険料額（円）	
			月額	年額
第1段階	① 生活保護受給者 ② 世帯の全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者 ③ 世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の本人の年金収入等 <u>80万円以下</u> の者	基準額× 0.285	2,190	26,280
		(基準額× 0.455)	(3,500)	(42,000)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の本人年金収入等 <u>80万円を超え 120万円以下</u> の者	基準額× 0.485 (基準額× 0.685)	3,730 (5,270)	44,760 (63,240)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の本人年金収入等 <u>120万円を超える者</u>	基準額× 0.685 (基準額× 0.69)	5,270 (5,310)	63,240 (63,720)
第4段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ前年の本人年金収入等 <u>80万円以下</u> の者	基準額× 0.9	6,930	83,160
第5段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ前年の本人年金収入等 <u>80万円を超える者</u>	基準額× 1.0	7,700	92,400
第6段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が <u>120万円未満</u> の者	基準額× 1.2	9,240	110,880
第7段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が <u>120万円以上 210万円未満</u> の者	基準額× 1.3	10,010	120,120
第8段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が <u>210万円以上 320万円未満</u> の者	基準額× 1.5	11,550	138,600
第9段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が <u>320万円以上 420万円未満</u> の者	基準額× 1.7	13,090	157,080
第10段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が <u>420万円以上 520万円未満</u> の者	基準額× 1.9	14,630	175,560
第11段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が <u>520万円以上 620万円未満</u> の者	基準額× 2.1	16,170	194,040
第12段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が <u>620万円以上 720万円未満</u> の者	基準額× 2.3	17,710	212,520
第13段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が <u>720万円以上</u> の者	基準額× 2.4	18,480	221,760

※第1段階から第3段階については、介護保険法施行令により、それぞれに軽減割合が適用されます。

（第1段階 0.17、第2段階 0.2、第3段階 0.005）

※各段階の保険料は基準額（7,700円）に保険料率を乗じ、10円未満を切り捨てています。

### 六ヶ所村 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 概要版

令和6年3月

問い合わせ先：六ヶ所村 福祉課

〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附475

TEL：0175-72-2111 FAX：0175-72-2604